

2024 年 12 月 2 日
株式会社あおぞら銀行

**手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応
払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始について**

2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形利用停止」「小切手の全面的な電子化」に盛り込まれたことを受け、全国銀行協会において「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」が策定されています。

（全国銀行協会のホームページ：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>）

こうした環境を踏まえ、当行では、以下の対応を実施いたします。

1. 払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始

- 当座預金の払戻しは小切手の振出を必須としている現行の取扱いを見直し、当行所定の払戻請求書（書面）による払戻しの取扱いを開始いたします。
- なお、当座預金払戻し取引は、口座開設店に限ります。
- また、小切手による払戻しについても、引き続き受付しております。

2. 当座勘定規定の改定

上記 1. 払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始に伴い、当座勘定規定を次ページの「**当座勘定規定改定部分の新旧対照表**」の通り改定いたします。改定後の規定は、当行 HP に掲載いたしますので、ご参照ください。

3. 払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始日および当座勘定規定改定日

2025 年 1 月 6 日（月）

以上

【当座勘定規定改定部分の新旧対照表】

改定前	改定後
7. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前記(1)の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	7. (手形、小切手の支払<u>等</u>) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前記(1)の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または</u> <u>当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。 <u>(4) 前記(3)の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、諸届け書類等に使用された印影(または署名)(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) ~ (3) 略	16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類等に使用された印影(または署名)(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) ~ (3) 略